



# 情報ステーション

OKEGAWA Information Station

◀ 12月

## 第三次男女共同参画基本計画(案)について意見を募集します

市では、現在の計画期間(平成21年度～25年度)が終了することに伴い、平成26年度～30年度を計画の期間とする新たな計画案について、検討を進めています。

新たな計画について案がまとまりましたので市民の皆さんの意見を募集します。

閲覧・意見募集の期間▼12月5日(木)～25日(水)

閲覧場所▼人権・男女共同参画課、アンシエ(さくらフレンド内)、川田谷公民館、分庁舎、保健センター ※ホームページでも閲覧できます。意見の提出方法▼住所、氏名、連絡先を記入のうえ、郵送(〒363-8501 泉1-3-28)・ファックス(786-9866)・メール(danjo@city.okegawa.lg.jp)で人権・男女共同参画課へ。

提出された意見の取扱▼いただいた意見は、市の考え方を踏まえ整理し、計画に反映します。なお、意見は公表(住所・氏名は非公表)しますが、個別回答は行いません。問合せ▼人権・男女共同参画課

## 公民館の予約について

### 東公民館

平成26年4月1日(火)から開館となります。予約について▼電話による受付を開始します。

利用日	受付開始日
平成26年4月1日(火)	平成26年1月7日(火)

※祝日を除く(火)金の午前8時30分～午後5時15分

### 全館共通

※平成26年4月1日利用分からは、月2回の使用制限はなくなります。また、現在実施している午前8時15分からの抽選方式による予約を廃止します。

申込み・問合せ▼桶川公民館 ☎772-3888、東公民館事務局 ☎728-7622、加納公民館 ☎728-1040、川田谷公民館 ☎786-4033

## 介護保険の「障害者控除対象者認定書」の発行について

介護保険の要介護認定(要介護1～5)を受けた65歳以上の人(注※参照)は、「障害者控除対象者認定書」により、所得税や住民税の「障害者控除」の対象になります。

要介護度	障害者控除区分	利用方法
要介護1・2	障害者控除	すでに認定書の発行を受けた人で、要介護度に変化がなく控除額が変わらない場合は、お持ちの認定書で控除ができます。要介護度が変わり、控除額が変わる場合は、申請いただく新しい認定書を発行します。
要介護3・4・5	特別障害者控除	(注※) 身体障害者手帳の1・2級をお持ちの人は、申告の際、身体障害者手帳を提示することで特別障害者控除が受けられます。身体障害者手帳の3～6級をお持ちの人(障害者控除対象者)で、要介護3以上の人は、特別障害者控除が受けられますので「障害者控除対象者認定書」の交付を受けてください。また、要介護度が要支援1・2、非該当に変更になった場合は、障害者控除の対象にはなりません。

申請できる人▼①12月31日現在右表に該当し、所得税や住民税が課税されている人②対象者を扶養している家族で、所得税や住民税が課税されている人

## 延滞金などの割合の見直しについて

国税における延滞税などの割合の見直しに合わせ、平成26年1月1日以降の期間に対応する市税などの延滞金および還付加算金の割合について、次のとおり見直しが行われます。

延滞金	平成25年12月31日まで		平成26年1月1日から ※割合は変動します(注1)	
	納期限の翌日から1か月を経過する日まで	4.3%	3.0% 特例基準割合(注2) +1.0%	
還付加算金	納期限の翌日から1か月を経過した日以降	14.6%	9.3% 特例基準割合(注2) +7.3%	
		4.3%	2.0% 特例基準割合(注2)	

注1 表中の平成26年1月1日からの延滞金などの割合については、平成23年10月から平成24年9月までの特例基準割合(2.0%)により仮に算出した割合のため変動する可能性があります。  
注2 特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する、各年の前々年の10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸付約定平均金利に年1%を加算した割合です。

## 市職員を募集します

1次試験日▼平成26年1月12日(日) 申込み期間▼【持参】12月9日(月)～20日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日除く)【郵送】12月9日(月)～16日(月)《消印有効》

職種および予定人数▼事務職【一般】(身体障害者対象)1名 その他▼受験資格などの詳細は、受験案内をご覧ください。受験案内は本庁舎(総合案内)、分庁舎(総務課)で配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。申込み・問合せ▼総務課(〒363-0026 上日出谷937-1)

## 日曜納税相談を実施します

市では、通常の土曜開庁に加え、「滞納整理強化期間」に伴い、下記のとおり日曜日も開庁します。期間中は混雑する恐れがありますので、必ず事前連絡のうえお越しください。

日時	12月8日(日)、15日(日) 午前8時30分～正午
内容	市税などの納付・納税相談
場所	収税課

詳しくは▼収税課

## 1月1日は固定資産税の賦課基準日です

固定資産税は、毎年1月1日を基準として賦課される市税です。土地や建物などの「1月1日現在の所有者」(以下、納税義務者)に固定資産税を納付していただきます。納税通知書は新年度の5月上旬に納税義務者に送付します。そのため、譲渡や建物の取壊しなどにより、通

知書を受け取った時点で固定資産を所有していない場合でも、新年度の固定資産税は納税義務者に納付いただくこととなります。また、建物などの新築や増築、取壊しを行い、その後登記をしていない場合には、課税内容が把握できない場合がありますので、ご連絡ください。

## 問合せ▼税務課

## 「ペットを連れての公園利用について」の意見募集結果

ペットを連れての公園利用について意見を募集した結果、16件の貴重なご意見をいただきましたのでお知らせします。  
【内訳】 好意的なご意見 12件(うち条件付き4件)  
否定的なご意見 2件  
その他のご意見 2件

### 設問：園内へのペットを連れての利用について、どのように思いますか。

- マナー・モラルについてのご意見(犬に噛まれた事例・他市町村の事例・フンなど不愉快になった事例)
- 全ての人々が利用する権利がある
- まずはモラルやマナー向上のほうが先ではないか など

### 設問：ペットを連れての利用にあたり、どのような対策(ルール・マナーの啓発など)が必要だと思いますか。

- 他人に迷惑をかけない(フンの始末・放し飼いをしない・吠えさせないなど)
- 立入禁止エリアを設けたらどうか
- 監視員を配置したらどうか
- 指定管理者常駐公園から入園を許可したらどうか など

問合せ▼都市計画課



マーク	マークの名称	マークの概要、使用方法など
	障害者のための国際シンボルマーク	様々な障害のある人が利用できる建物、公共交通機関であることを明確にあらわすための世界共通のマークです。このマークは、すべての障害者を対象としたもので、車いすを利用する障害者を限定し使用されるものではありません。
	盲人のための国際シンボルマーク	このマークは、世界盲人連合で定めた世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーが考慮された建物、設備などに付けられています。信号機や、書籍などで身近に見かけるマークです。
	聴覚障害者のシンボルマーク	聴覚障害者は、障害そのものが分かりにくい「声をかけたのに返事をしない」などと誤解されたり、不利益や危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安があります。目の不自由な人の「白い杖」などと同様に、聞こえないことへの配慮を求める場合などに使われるマークです。
	ハート・プラスマーク	このマークは、身体内部（心臓、肺、腎臓、膀胱または直腸・小腸、肝臓および免疫機能）に障害を持つ人（オストメイト）を意味する「ハート」に、思いやりの心を「プラス」しています。
	オストメイトマーク	このマークは、人工肛門・人工膀胱を増設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入り口・案内誘導プレートに表示されます。
	ほじょ犬マーク	身体障害者補助犬（補助犬）の同伴を啓発するためのマークです。補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、レストランなどの民間施設でも補助犬が同伴できます。
	身体障害者標識	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
	聴覚障害者標識	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

**手帳制度**  
様々な支援事業や制度には、障害のある人のために、医療、福祉サービス、各種減免、手当などがありますが、それらの事業などを利用する際には、次のような手帳の所持を必要とする場合があります。

**身体障害者手帳（赤色）**  
視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免

疫、肝臓などの機能に永続する障害のある身体の部位および1級から6級までの障害の程度区分などが記入された手帳です。県が障害認定して、手帳を交付します。

**療育手帳（緑色）**  
知的障害のある人のための手帳で、障害の程度によりA最重度、A重度、B中度、C軽度の4段階に区分されています。専門機関で判定した後、県が手帳を交付します。

**精神障害者保健福祉手帳（青色）**  
精神障害のある人のための手帳で、障害の程度により1級から3級に区分されています。県が判定した後、

手帳を交付します。

**自立支援医療費（精神通院）**  
精神疾患などで継続的に通院している人の通院医療費が原則1割になります。また、本人および扶養義務者の所得に応じて、利用者自己負担の上限額が設けられています。

**日常生活用具の給付**  
障害のある人の日常生活を容易にするため、必要な日常生活用具を給付します。品目ごとに障害程度が決められており、課税状況により利用者負担があります。また、他の制度（介護保険法など）で対応できる人は他の制度を優先します。

市長元気通信

# 克 動 報 告

vol.7



「散歩・鬼ごっこ・紙芝居・給食の時間を子どもたちと一緒に過ごしました」

10月30日、日出谷保育所で「保育士体験」をしました。これまで家事育児の多くを妻に任せてきた私にとっては、子どもたちとどう向き合ったらよいのか大変不安でしたが、所長の案内で教室に入ると、すぐに元気いっぱいの子もたちが笑顔で「ワー」と駆け寄ってきた瞬間、その不安はあっという間にふき飛びました。

最初に出かけた散歩では、皆で手を繋ぎ、お話しや歌を歌いながら歩いていると、いつしか時の過ぎるのを忘れ相当な距離を歩きました。

次に園庭での鬼ごっこ。鬼になった私は元気に逃げまわる園児たちをなかなか捕まえることが出来ず、気が付くと私もつつい本気で子どもたちを追いかけていました。あっという間に楽しい時間が過ぎていきました。

体験を終えた二日後に筋肉痛になり、自らの体力の衰えを感じると同時に、元気いっぱいの子もたちを毎日笑顔で受け止めながら保育士として働く先生方の苦勞を身に染みて感じました。子どもたちの天真爛漫な笑顔に触れ、将来を担う子どもたちがこれからも健やかに成長して欲しいと強く願う一日でした。

桶川市長 **小野克典**



## 平成26年度学校給食食物資納入指定業者の申請のお知らせ

市内小中学校へ学校給食用物資を納入する業者の指定申請を受け付けます。

**申請方法**▼次の提出書類を12月20日（金）までに学校支援課へ提出ください。※現在指定を受けている場合は学校支援課から申請書を郵送します。

**提出書類**▼①学校給食食物資納入業者指定申請書②食品衛生監視票または立ち入り検査票の写し③平成25年4月以降の細菌検査結果報告書④納税証明書（直近年度のもの）⑤食品営業許可証の写し⑥登記簿謄本（法人の場合）

※①の申請書は学校支援課またはホームページからダウンロードできます。

※②と⑤は食品衛生法に定める営業許可を有する業者のみ提出となります。

**選定方法**▼申請後、ヒアリング（日時は別途指定）を行い選定します。詳しくは**☎学校支援課**

## 桶川市教育委員会第12回定例会

とき▼12月26日（木）午後2時  
ところ▼地域福祉活動センター 会議室1・2  
傍聴を希望する人は、会場へお越しください。会場の都合で人数を制限する場合は、ご了承願います。また、次回の教育委員会は、平成26年1月30日（木）を予定しています。  
詳しくは**☎教育総務課**

## 生涯学習ガイド（12月～3月）をご活用ください

市民の生涯学習を支援するために、学習機会の情報をまとめた「生涯学習ガイド」を作成しています。公共施設（公民館・図書館）に配置しているほか、ホームページでもご覧いただけます。  
詳しくは**☎生涯学習スポーツ課**

## 皆様の善意ありがとうございます

次の方々から寄附をいただきました。有効に活用させていただきます。  
中村 俊司様ほか1名様  
温風ヒーター 2台  
詳しくは**☎契約管財課**

※手帳の交付手続きなど詳しくは、障害福祉課へお問い合わせください。  
☎786-3211 FAX 786-5882  
**相談支援の窓口**

（相談支援センター）  
障害のある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市役所で障害者やその家族などからの相談に応じるほか、下記の相談支援センターでも相談支援事業を行っています。

①わおん 障害のある人やその家族が、地域の中で生活するうえで、居宅サービスの利用援助、社会的資源の活用や社会生活を高めるための支援、必要な情報提供などを行います。

**所在地**▼坂田 777 ☎729-1195 FAX 728-7141  
※障害のある人が一般就労をするための「桶川市障害者就労支援センター」も併設しています。

②杜の家 主に精神障害に関する福祉サービスの利用、日常生活で困っていることや悩み、経済的な問題や就労についての相談に応じます。

**所在地**▼上尾市緑ヶ丘2-2-27  
上尾医療センター12階 ☎778-3533  
1 FAX 778-3533  
詳しくは**☎障害福祉課**





**スポーツ功労顕彰**  
平成25年度「桶川市スポーツ功労顕彰式」が11月10日に行われ、全国や関東大会またはその他これらに準ずる各種スポーツ大会に出場した方々や、県大会や市町村などが主催・後援している大会で優勝した方々を顕彰しました。  
問合せ ☎生涯学習スポーツ課



桶川市表彰

11月10日「桶川市表彰条例」による平成25年度の表彰式典が行われ、市政の振興・公共の福祉の増進などに貢献された方々が表彰されました。  
問合せ ☎秘書広報課

平成25年度桶川市スポーツ功労顕彰受賞者一覧

(敬称略)

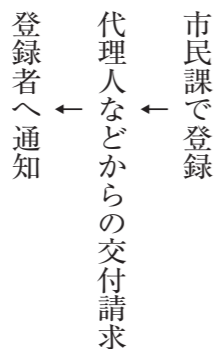
個人名	大会名	個人名	大会名
東藤 承太郎	第35回全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会	桶川ソフトテニススポーツ少年団低学年男子の部	埼玉県ソフトテニスジュニア研修大会
城光 寺拓真	第35回全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会		
辻本 葵	第67回国民体育大会(ぎふ清流国体)	天沼 夕希子	全日本レディースバドミントン競技大会
谷 健治	第26回全国健康福祉祭こうち大会剣道交流大会	大谷 朋輝	関東ブロックスポーツ少年団競技交流大会
岡崎 愛美	第5回全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会	細田 海音	第41回関東中学校陸上競技大会
田中 尚子	第5回全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会	桶川中学校ソフトボール部	平成25年度関東中学校体育大会第41回関東中学校ソフトボール大会
新保 卓樹	第43回関東中学校ソフトテニス大会	大谷 領	第13回全国ジュニアBR選手権大会
橋本 秀真	第43回関東中学校ソフトテニス大会	下沢 由季	平成25年度全国高等学校総合体育大会兼全国高等学校柔道大会
岡本 百葉	関東小学生ソフトテニス選手権大会	加藤 明志	第26回全日本高校・大学ダンスフェスティバル
渡邊 敏明	全日本シニア選手権大会混合ダブルス(45歳以上)	大和田トシ子	第4回上尾市あっぱーグラウンド・ゴルフ大会

平成25年度桶川市表彰条例に基づく表彰受賞者一覧

(敬称略)

No.	氏名	基準内容	No.	氏名	基準内容
1	岩崎 正男	市長	28	岡地 審一	坂田東特定土地区画整理組合副理事長
2	多田 浩三	学校医	29	加藤 勝治	坂田東特定土地区画整理組合役員
3	黒沼 幸雄	学校医	30	加藤 喜八	坂田東特定土地区画整理組合評価員
4	弓削 一郎	学校医	31	加藤 齊	坂田東特定土地区画整理組合評価員
5	梅野 慶也	区長	32	加藤 茂	坂田東特定土地区画整理組合役員
6	片岡 成介	区長・区長代理	33	加藤 照司	坂田東特定土地区画整理組合役員
7	小島 利彦	区長・区長代理	34	加藤 俊男	坂田東特定土地区画整理組合役員
8	齊藤 憲雄	区長代理	35	加藤 富雄	坂田東特定土地区画整理組合役員
9	橋本 鐵也	区長・区長代理	36	加藤 寛男	坂田東特定土地区画整理組合役員
10	須田 利子	情報公開・個人情報保護審議会委員	37	篠崎 和美	坂田東特定土地区画整理組合役員
11	富井 幸雄	情報公開・個人情報保護審議会委員	38	篠崎 俊郎	坂田東特定土地区画整理組合副理事長
12	小栗 良一	消防団役員・団員	39	関口 昭夫	坂田東特定土地区画整理組合評価員
13	荒井 隆弘	消防団役員・団員	40	新島 一夫	坂田東特定土地区画整理組合役員
14	石塚 正和	消防団員	41	野本 泰男	坂田東特定土地区画整理組合理事長
15	櫻井 泰博	消防団役員・団員	42	井上凜々子	第11回ジャパンランプリ2013 児童の部
16	白根 宏明	消防団役員・団員	43	黒須優芽美	第35回全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会
17	新藤 智之	消防団員	44	中嶋梨々香	第35回全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会
18	鈴木 孝信	消防団員	45	四ッ屋ちひろ	第36回全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季水泳競技大会
19	長島 宏和	消防団役員・団員	46	古川 実紅	第36回全国JOCジュニアオリンピックカップ夏季水泳競技大会
20	間庭 理	消防団員	47	小山勝一郎	スポーツ少年団指導者
21	本木 秀美	消防団役員・団員	48	寺尾 洋二	スポーツ少年団指導者
22	山崎 浩之	消防団役員・団員	49	山崎 章	スポーツ少年団指導者
23	湯尾 光正	消防団員	50	横塚 稔	スポーツ少年団指導者
24	和久津 悟	消防団役員・団員	51	小澤 フミ	桶川市体育協会常任理事
25	柳川 達郎	人権擁護委員	52	柳 光雄	桶川市体育協会常任理事
26	黒沼 景子	桶川市健康づくり市民会議会長	53	佐藤 茂哉	坂田東高齢者等借上型市営住宅賃貸借
27	大沢 義男	坂田東特定土地区画整理組合役員	54	三國功一(市庁舎)	城山公園遊具の寄附

詳しくは☎市民課



「本人通知制度」の流れ

**住民票などの交付に係る本人通知制度のお知らせ**  
住民票の写しなどを「あなたの代理人や第三者」に交付した場合に、その交付の事実を本人に通知する制度です。利用には、事前の登録が必要です。これにより、不正請求の早期発見、事実関係の早期究明が可能となります。  
**事前登録ができる人**▼市の住民基本台帳、または戸籍に記録されている人  
**登録方法**▼運転免許証などの写真付き本人確認書類を持参してください。

住民票などの交付に係る本人通知制度のお知らせ

障害者無料法律相談110番

埼玉弁護士会では、障害者週間(12月3日~9日)にあたり、障害者の法律相談に、弁護士が直接・無料で、お答えします。  
とき▶12月9日(月)午前10時~午後3時  
相談方法▶☎861-0200または、☎861-0225にてご相談ください。  
対象▶障害者、障害者の家族や関係者など  
問合せ☎埼玉弁護士会法律相談センター  
☎710-5666

8

平成26年	平成25年	平成26年
4月1日(火)~6日(日)	12月27日(金)	1月7日(火)
利用日	予約開始日	

問合せ☎桶川公民館☎772-3888

公民館の予約開始日の一部変更について

年末年始の休館に伴う公民館の予約開始日は次のとおりです。

平成25年度桶川市技能功労者表彰受賞者一覧

(敬称略)

No.	氏名	職種
1	大釜 政機	自動車整備業
2	安野 智雄	大工工事業
3	大木 清	建築板金業
4	渋谷 喬	建築鉄工業
5	岸 孝夫	自転車整備販売業
6	加藤 俊一	電気工事業
7	吉野 行雄	管工事業
8	細田 宗男	畳業

技能功労者表彰

平成25年度「桶川市技能功労者表彰式」が11月10日に行われ、技能の向上と後進の育成などに貢献された方々が表彰されました。  
問合せ☎産業観光課





**平成25年秋の叙勲  
受章おめでとうございます**  
次の方々は、長年の功績が認められ受章されました。

瑞宝小綬章（税務行政事務功労）  
高木清志さん



砂川 忠重さん



和久津和夫さん



安野 光男さん

**文化ともじび賞  
受賞おめでとうございます**  
次の方々は、長年にわたる地道な文化活動の功績が認められ、受賞されました。



福田 太郎さん



矢部 宗薫さん

詳しくは自治文化課  
製造業者の皆さんへ  
統計調査にご協力ください

平成25年工業統計調査が12月31日現在で行われます。調査にあたり、12月～平成26年1月にかけて調査員が伺います。調査票の記入内容は、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確な記入をお願いします。  
問合せ ☎総務課

**人も車も自転車も 安心・安全  
埼玉県  
冬の交通事故防止運動12/1～14**

年末が近づくとつれて人や車の動きが慌ただしくなり、また飲酒の機会が増加することによって交通事故の多発が懸念されます。

家庭・地域・職場でも協力し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、事故を少しでも減らしましょう。

《県内統一重点目標》

- 高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 飲酒運転の根絶および路上寝込みなどによる交通事故防止
- 《桶川市重点目標》
- 自転車運転者のマナー向上
- 詳しくは☎安心安全課

**上尾税務署から  
アルバイト募集のお知らせ**

【募集内容】  
期間▼12月下旬～平成26年3月末（月～金曜日の週5日勤務）  
時間▼午前8時45分～午後5時の間で、原則5時間30分～7時間  
勤務場所▼上尾税務署  
勤務内容▼事務の補助作業など  
給与▼時給840円～870円（交通費支給）

対象▼18歳以上で簡単なパソコン操作ができる人  
募集人数▼80人程度  
申込み▼写真付きの履歴書を、12月10日（火）《必着》で提出してください（郵送可）。  
申込先▼上尾税務署総務課（〒362-8504上尾市大字西門前577）  
選考方法▼書類審査、面接および簡単なパソコンの実技試験  
詳しくは☎上尾税務署総務課  
770-11820

**「ねんきんネット」をご利用ください**

インターネットを使って、年金加入者や受給者がいつでも年金加入記録などを確認できるサービスです。  
対象者▼国民年金・厚生年金などの加入者、受給者  
※旧法（老齢年金・通算老齢年金）受給者、共済年金加入者を除く  
詳しくは☎大宮年金事務所 ☎652-3399 または、「ねんきんネット」専用ダイヤル ☎0570-058-555  
※インターネットを利用できない場合は、保険年金課国民年金グループ窓口で、年金加入記録を交付します。  
必要書類▼①基礎年金番号がわかるもの（年金手帳など）②本人が確認できるもの※②は写真付きでない

**税法上の被扶養者、正しく申告  
していますか？**

納税者が、配偶者や子、親などを扶養している場合、申告により所得税や市・県民税の計算の際に所得控除（配偶者控除や扶養控除など）を受けることができます。

税法上の被扶養者とは、その年の1月1日から12月31日までの所得金額が38万円以下の親族です。

所得金額が38万円とは

所得区分	収入金額①	収入から差し引く金額②	所得金額③ (①-②)	所得金額が38万円を超えた人を被扶養者とはできません。 ※
給与収入	103万円	65万円	38万円	※
年金収入 (65歳未満)	108万円	70万円	38万円	
(65歳以上)	158万円	120万円	38万円	
営業・不動産などの収入	収入金額	必要経費	①から②を差し引いた金額	

※配偶者に限り、所得金額38万円超76万円未満までは配偶者特別控除を受けることができます。

扶養に関する注意点  
①被扶養者の平成25年中の所得金額（見込み）が38万円以下であること。

市内で事業をしている人へ  
償却資産の申告について

償却資産とは、個人・法人を問わず、事業のために所有している機械・器具・備品などを指し、固定資産税の課税対象となります。

市内で事業をしている人は、毎年1月1日現在で所有している償却資産をその年の1月31日までに申告する必要があります。

該当すると思われる人には、申告書類を12月中に送付しますが、書類が届かなかつた場合やご不明な点がありましたらお問い合わせください。  
※申告書はホームページからダウンロードできます。

問合せ☎税務課

荒川緑肥を無償で提供します

荒川上流河川事務所が管理する、荒川などの堤防の刈草から作った堆肥を無償で提供します。

※被扶養者の所得金額の上限は、税と健康保険などとは異なります。  
②複数の納税者が、同じ人を被扶養者として所得控除を受けることはできません。  
③同居していない人（住民票で別世帯となっている人）を扶養している場合は、被扶養者の『住民票に登録されている住所』を申告書に記入してください。  
④給与所得者で平成25年中に被扶養者の内容に変更があった場合は、勤務先で変更の手続きをしてください。

扶養の範囲と控除額

扶養	一般	特定	老人	同居の老親等	障害者		
					一般	特別	同居の特別障害者
扶養	16歳～18歳 23歳～69歳	19歳～22歳	70歳以上		26万円 (27万円)	30万円 (40万円)	53万円 (75万円)
	33万円 (38万円)	45万円 (63万円)	38万円 (48万円)	45万円 (58万円)			
配偶者	33万円 (38万円)						

※平成25年12月31日現在の年齢が基準になります。（ ）は所得税の控除額

応募方法▼12月13日（金）《消印有効》までに、往復はがきにより申込みください※多数抽選  
詳細は、荒川上流河川事務所、出張所、ホームページ、または市町村に設置の応募要領をご覧ください。  
提供方法▼袋を持参のうえ、袋詰めてください。  
※1人当たり最大150kgまで  
※販売などを目的としている場合は配布できません。  
提供期間▼平成26年1月27日（月）～2月8日（土）（2月1日、2日を除く）  
問合せ☎荒川緑肥事務局 ☎049-11031

■障害年金の講演会・個別相談会■

内容▶①講演：障害年金制度の説明と申請のポイント  
②社会保険労務士による個別相談  
とき▶12月8日（日）①午後1時30分～2時30分  
②午後2時40分～4時  
ところ▶市民ホール大会議室  
申込み▶個別相談を希望する場合は、事前に電話またはFAXでお申込みください。  
申込み・問合せ☎社会保険労務士「年金サポート会」  
☎786-6415



相談	相談員	相談内容	とき	ところ	問合せ
法律相談(予約制)	弁護士	相続、金銭・賃貸借、離婚・相続などの法律全般についての相談	6日(金)・10日(火)・18日(水)・26日(木)・1月7日(火)・10日(金)・15日(水)・23日(木)・27日(日) 14:00~17:00	市役所相談室	
日曜法律相談(予約制)	弁護士	相続、金銭・賃貸借、離婚・相続などの法律全般についての相談	15日(日)・1月19日(日) 10:00~12:00	市役所相談室	
司法書士法律相談(予約制)	司法書士	相続、遺言、名義変更、会社設立登記、成年後見、少額民事訴訟(債務整理)等の相談	12日(木) *次回は1月9日(木) 13:00~16:00	市役所相談室	
行政書士相談	行政書士	成年後見制度、相続、各種契約書、内容証明、会社設立などの手続きの相談	13日(木) *次回は1月8日(水) 13:00~16:00	市役所相談室	秘書広報課
不動産相談(予約制)	宅地建物取引主任者	不動産の売買、賃貸借契約等についての相談	25日(水) 13:00~16:00	市役所相談室	
住宅相談	建設団体の相談員	住宅の新築、増改築、修繕、工事、耐震などの相談	21日(土) 9:00~12:00	市役所第3会議室 電話可 ☎786-3211	
行政相談	行政相談委員	国や県、公団・公社等への要望や苦情についての相談	6日(金) *次回は1月10日(金) 10:00~12:00	市役所相談室	
多重債務相談	市役所職員	消費者金融等からの借金返済などに困っている方の相談	随時	市役所相談室 直通☎786-3450	
暴力団被害相談(予約制)	上尾警察署職員	暴力団により被害を受けたり、困っていることについての相談	随時	市役所相談室	安心安全課
女性相談(予約制)	県外の専門カウンセラー	女性のためのなんでも相談	2日(月)・16日(月) 10:00~16:00	アソシエ(さくらフレンド内)	人権・男女共同参画課
人権相談	人権擁護委員	悩みごと・相続・離婚問題・子どものいじめなどの日常生活でお困りのこと相談	10日(火) 9:00~12:00	地域福祉活動センター3階	
内職相談	市役所職員	内職に関する相談・案内	毎週水・金曜日(祝日を除く) 10:00~15:00	勤労福祉会館 直通☎773-1121(水・金曜日)	産業観光課
消費生活相談	消費生活相談員	消費者トラブルや苦情など、消費生活全般についての相談	毎週月・火・木・金曜日(祝日を除く) 10:00~15:30(12:00~13:00除く)	市役所南庁舎2階 電話可 ☎786-3211	自治文化課
子どもと家庭なんでも相談	家庭児童相談員	子どもたち自身や親からの、家庭・幼稚園・学校などでの悩みや子育ての相談	毎週火・木曜日(祝日を除く) 10:00~16:00	駅前子育て支援センター 電話可 直通☎777-7708	子ども支援課
子どものことばや運動面	専門相談員	未就学児の発達についての相談	事前に電話で申し込み、日程調整して決定	児童発達支援センター分室 ☎787-5562	児童発達支援センター分室
教育相談	専門相談員	子どもの教育やしつけについての悩みごとの相談	毎週月~金曜日(祝日を除く) 9:00~17:00	桶川市教育センター 直通☎786-3237	教育委員会学校支援課
心配ごと相談	民生委員	さまざまな心配ごとの相談	毎週土曜日(祝日を除く) 13:00~15:00	地域福祉活動センター 直通☎728-2369	社会福祉協議会
結婚相談	民生委員	結婚を望む方の相談	毎週土曜日(祝日を除く) 13:00~15:00	地域福祉活動センター	



**12/4~10 人権尊重社会をめざす県民運動**

さいたま市地方事務局と埼玉県人権擁護委員連合会では、「全ての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」を実現するため、次のとおり「人権尊重社会をめざす県民運動」として記念行事を開催します。

**とき**▼12月7日(土)午後1時から

**ところ**▼さいたま市産業文化センター1(さいたま市中央区下落合5-4-3)

**内容**▼第一部(午後1時~2時40分)平成25年度全国中学生人権作文コンテスト埼玉県大会表彰式

**第二部(午後3時~4時30分)**講演会(講師・平井信行さん(気象予報士))

**費用**▼無料

**問合せ**▼さいたま市地方事務局人権擁護課 ☎859-3507

〈広告〉

**外壁塗装工事**  
埼玉県知事 許可(般-22)第56065号

**ニチエー塗装**  
(ホームページ) 桶川市 ニチエー塗装 検索

住まいの塗り替えお任せください

桶川市下日出谷943-228  
☎048-786-0004  
☎0120-137-156

弁護士にご相談を。  
大宮駅徒歩3分

**オレンジ法律事務所**  
ORANGE LAW OFFICE  
http://orangelaw.jp

◎不動産 ◎遺言・相続 ◎離婚等の夫婦問題  
◎特許商標◎交通事故◎債権回収◎刑事事件◎労働問題

法律相談初回30分無料(要予約) TEL 048-782-5757  
■土日相談、事前予約により柔軟に対応致します。お気軽にお電話下さい



**平成26年度 市内小・中学校体育施設開放について**

市民のスポーツ・レクリエーションの活動の場として、市内小・中学校の体育館と校庭を開放します。

なお、説明会を実施し団体間の調整をしますので、登録を希望する団体は必ず説明会に代表1名の出席をお願いします。

**対象**▶営利目的を除く、市内の在住・在学・在勤者で構成された10人以上の責任者が明確になっているグループまたは団体(登録は1団体1校のみ)

※フットサルの利用登録は全ての体育館で登録できません。

**開放施設**▶市内の全小中学校の体育館、校庭

**開放時間(原則)**▶

	小学校	中学校
体育館	平日⇒午後6時~9時 土日祝日⇒午前9時~午後9時	平日⇒午後7時~9時 土日祝日⇒午前9時~午後9時
校庭	※土日祝日のみ 5~8月⇒午前9時~午後7時	9~4月⇒午前9時~午後5時
夜間照明 (桶川中学校のみ)	夏期(3~10月):午後7時~9時 冬期(11~2月):午後6時30分~8時30分、または午後7時~9時 (登録は平成26年3月から受付開始) ※説明会への参加は必要ありません。	

**【利用団体説明会】**

**とき**▶平成26年1月21日(火)午後7時から

**ところ**▶市民ホール大ホール

※登録希望団体は、1月10日(金)までに教育委員会生涯学習スポーツ課で登録の手続きを行ってください。

**問合せ**▶生涯学習スポーツ課

**年末年始の火災予防**

年末はあわただしく、年始は気が緩みがちとなります。このようなときこそ、家庭でも、事業所でも火の取り扱いには、今まで以上に気をつけ、次の出火防止対策をしましょう。

**【出火防止対策】**

・外出時や寝る前には必ず火の元を

確認しましょう。

・ストーブの給油は必ず火を消してから行いましょう。

・マッチやライターを子どもの手の届くところに置かないようにしましょう。

・放火防止として、建物の周りは整理し可燃物は片づけましょう。

**問合せ**▶埼玉県中央広域消防本部予防課 ☎048-597-2004

**全青司・労働トラブル110番 2013**

**内容**▶司法書士による労働トラブルに関する無料電話相談会

**とき**▶12月21日(土)午前10時~午後7時

**相談電話番号**▶0120-610-787

※開催当日のみ通話可能

**主催**▶全国青年司法書士協議会

**問合せ**▶嶋根(司法書士) ☎799-2860

**平成25年度危険物取扱者試験(第7回・8回)**

消防法で定められる数量以上の危険物を貯蔵し、または取り扱う人は、危険物取扱者免状が必要です。

試験日	種類	試験会場	受付期間
2月23日(日)	全種類	東京国際大学	1月14日(火)~24日(金)
3月2日(日)		埼玉工業大学	

※試験のための準備講習会もあります。

**願書配布・問合せ**▶平日午前8時30分~午後5時15分  
桶川消防署管理指導課 ☎773-1190

〈広告〉

個別見学会実施中 転編入・不登校 ご相談下さい ※要電話予約

**自分スタイルの高校生活! - 新入・転編入個別相談受付中 -**

生徒を伸ばす3つのコース	生徒を支える3つのサポート
<b>レギュラーコース</b> 全日型スタイルで充実の高校生活	<b>学習</b> 中学復習から大学受験まで
<b>ステップコース</b> マイペースで選ぶ週3日の通学	<b>生活</b> 選べる登校で できることから!
<b>トライアルコース</b> まずは週1回からの通学でトライ	<b>進路</b> キャリア教育で希望進路実現!

**授業見学・個別相談随時受付!**

**精華学園高等学校 上尾学習センター**  
〒362-0071 埼玉県上尾市井戸木2-2-22 JR高崎線桶川駅より徒歩8分 ☎048-856-9800